

第 1 回 高 松 市 国 民 保 護 協 議 会

平成 1 8 年 5 月 3 1 日(水) 9 : 3 0 ~
高松市役所 1 3 階大会議室

< 参 考 資 料 >

- 1 武力攻撃事態等における
国民の保護のための措置に関する法律（抄）
- 2 国民の保護に関する基本指針（概要）
- 3 香川県国民保護計画の概要
- 4 高松市国民保護協議会の設置および業務，組織，運営について
- 5 高松市国民保護協議会条例
- 6 高松市国民保護対策本部および高松市緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）

（市町村協議会の設置及び所掌事務）

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

（市町村協議会の組織）

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

国民の保護に関する基本指針（概要）

はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成15年6月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成16年6月に成立した。一方、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること及び国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを我が国の安全保障の目標として掲げた「防衛計画の大綱」が平成16年12月に閣議決定された。このような背景を踏まえ、国民保護法第32条の規定に基づき基本指針を定める。

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施

国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施

武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供

国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携

啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力

日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重

警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法の的確な実施を確保

国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮

内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

着上陸侵攻

- ・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定

ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
- ・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施

弾道ミサイル攻撃

- ・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極めて短時間で着弾
- ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心

航空攻撃

- ・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内への避難等を広範囲に指示することが必要

第3章実施体制の確立

- (1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部局の事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、研修制度の充実など人材育成に努めること
地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること
- (2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

第4章国民の保護のための措置に関する事項

1 住民の避難に関する措置

- (1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもって発令
警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること
放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送
- (2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示
対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示
- (3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり
 - ・大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、その後の事態の推移に応じて適切に指示
 - ・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施
 - ・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の推移に応じて、適切に避難措置を指示
 - ・自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を実施
 - ・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること
 - ・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示

- (4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・都道府県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、市町村防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること

放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

- (5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請

市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

2 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮

- (2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理

食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること

国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること

関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛庁は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊を派遣

- (3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用

- (4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施

- (5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に配慮すること
地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力

総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。

総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

- (1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した

上で、直ちに指示

都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請

- (2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施

放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送

- (3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること

内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所)について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請

- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、次の点に留意

・内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイトセンターに設置。現地対策本部は、地方公共団体とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地対策本部長が主導的に運営

・武力攻撃事態等において、原子力事業者は、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施。警報発令対象地域において、経済産業大臣は、直ちに原子炉の運転停止を命令。地域を定めず警報が発令された場合は、経済産業大臣は、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、自らの判断により原子炉の運転を停止。原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は、電力供給の確保等に必要な措置を実施

- (5) N B C 攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。

パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じて、都道府県知事に予防接種を指示。都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察等の関係機関と連絡調整

厚生労働大臣又は都道府県知事は、N B C 攻撃により生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずよう命令

- (6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防衛のため消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染

症法上の措置を実施

環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

4 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、緊急物資の運送等のルートを確認するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること
- (5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

5 国民生活の安定に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施
- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

7 訓練及び備蓄

- (1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めること。指定公共機関等は、自主的に国民保護訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること

国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要な化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

第5章緊急対処事態への対処

- (1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊

急処理事態としては、次の事態を想定

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等)

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ターミナル駅や列車の爆破等)

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(炭疽菌やサリンの大量散布等)

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(航空機による自爆テロ等)

- (2) 国は、緊急処理事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急処理事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

- (3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じた措置を実施

ただし、緊急処理事態における警報の通知・伝達の範囲については、対策本部長が緊急処理事態における攻撃の被害又は影響が及ぶ範囲を勘案して決定

第6章国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更にあたっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聴く機会の確保に配慮

香川県国民保護計画

概 要

平成18年3月

香 川 県

1 計画の目的、県の責務

本計画は、国民保護法第34条第1項の規定に基づき、知事が作成する計画であり、県が実施する国民保護措置に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

また、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

2 国民保護措置に関する香川県の基本方針

国民保護措置に関する基本方針を以下に定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

第

1

編

総

論

(8)国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者又は要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(9)地域特性への配慮

県内には、石油、高圧ガス等のコンビナートの立地や点在する離島など、様々な地域特性があることから、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に配慮する。

(10)県地域防災計画等の活用

県は、国民保護措置が、現有の県地域防災計画、県コンビナート防災計画及び香川県の危機管理体制における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

3 香川県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

県は、国民保護措置を実施する場合、瀬戸内海に点在する離島や県南部の山間部では、避難手段等が限定されるため、平素から船舶やバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

また、本県の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、気候が温暖で、降水量が少なく、瀬戸内海を中心に濃霧が発生し、フェリーなど海上交通の運行に支障をきたすことがある。武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

本県における山間部の高齢化率は、全国平均と比べ高い。人的被害を最小限にするために、平素における山間部や島嶼部の高齢者等の避難誘導のあり方、都市部における国民の避難誘導のあり方等を十分に検討する必要がある。

特に、本県では、小豆島をはじめ有人島が24あり、武力攻撃事態等が行われた場合には、島民が孤立するとともに多数の人的被害をもたらすことが想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な運搬が行えるよう検討する必要がある。

本県には、陸上自衛隊善通寺駐屯地があり、武力攻撃事態等においては、敵の侵害排除での部隊移動等が必要となるため、施設周辺の住民の避難路との競合が想定されるが、県は、国と十分連携をとりながら、住民保護の観点に立って、避難が円滑に行えるよう配慮する必要がある。

石油コンビナート等特別防災区域は、重大な災害が発生する恐れがあるため、平素から安全対策等の管理、未然防止、訓練等を実施する必要がある。

香川用水、ため池、ダムが破壊された場合には、直接被害のみならず、二次的被害をもたらすため、警戒を強めるとともに、安定的供給の体制を整備することが必要である。

また、瀬戸大橋が武力攻撃事態等により寸断された場合には、航路等による連携体制を検討する必要がある。

サンポート高松が武力攻撃事態等において破壊された場合には、人的被害をもたらす、情報拠点、離島等との拠点となる機能を持ち合わせる施設を失うため、十分に警戒する必要がある。

4 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下の4類型を想定する。

- | | |
|-----------|----------------|
| ・着上陸侵攻 | ・ゲリラや特殊部隊による攻撃 |
| ・弾道ミサイル攻撃 | ・航空攻撃 |

また、緊急対処事態として以下の事態例を対象としている。

攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破ダムの破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	生物剤、化学剤の大量散布、放射性物質の拡散等
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第

1

編

総

論

1 組織・体制の整備等

(1) 県における組織・体制の整備

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、国からの警報や避難措置の指示の受信及び市町等への迅速な伝達などに24時間即応可能な体制を確保する。

また、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、具体の体制を整備する。

(2) 関係機関との連携体制の整備

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市町、指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るとともに、意見交換の場を設けることなど意思疎通を図る。

(3) 通信の確保

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

また、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートのもルルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(4) 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、住民への情報提供時には、手話通訳、外国語通訳等を活用する等、災害時要援護者に十分配慮する。

(5) 研修及び訓練

県は、広く職員の研修機会を確保する。

また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

2 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網、輸送力、避難施設、生活関連等施設等の基礎的資料を準備する。

また、救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、備蓄物資、関係医療機関等の基礎的資料を準備する。

3 災害時要援護者支援に関する平素からの備え

市町は、自治会、民生委員、児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、高齢者、障害者等の要援護者の状況の把握に努めるとともに、要援護者ごとの連絡・誘導責任者を配置するなど、緊急連絡体制を整備するものとする。

県は、必要な支援を行い、武力攻撃災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

また、市町が外国人に対して災害時に円滑な支援ができるよう、必要な支援に努める。

4 生活関連等施設の把握等

(1)生活関連等施設の把握等

県は、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づきその区域内に所在する生活関連等施設を把握するとともに、施設の名称、所在地、連絡先等について整理する。

また、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知する。

(2)県が管理する公共施設等における警戒

県は、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、利用者への広報啓発等の措置を実施する。

5 物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国との密接な連携のもとで対応する。

6 国民保護に関する啓発

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、テレビ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、武力攻撃事態等の可能性のある事案の発生を把握した場合等においては、県危機管理体制に基づき、危機管理連絡会議を招集するなどして、危機管理課情報収集体制を確立する。

知事は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

2 県対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置する。県の各部局は、県対策本部へ支援要員を派遣するとともに、県対策本部における決定内容等を踏まえて、必要な措置を実施する。

3 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

4 警報及び避難の指示等**(1) 警報の通知及び伝達**

知事は、国の対策本部長が発令した警報が通知された場合には、直ちに、その内容を市町長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

また、放送事業者に対し、迅速に警報の内容を通知する。

(2) 避難の指示等

知事は、国の対策本部長による避難措置の指示を受けた場合には、直ちに、その内容を市町長等に通知する。

また、国等と連携を十分に図りつつ、要避難地域の住民に対し、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

5 救援

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、市町と緊密に連携し、関係機関の協力を得て、収容施設の供与並びに食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供等の措置を行う。

6 安否情報の収集・提供

県は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

さらに、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

7 武力攻撃災害への対処

(1)生活関連等施設の安全確保等

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

また、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(2)NBC攻撃による災害への対処等

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、それぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下に措置を講ずるとともに、汚染の拡大を防止するため、飲食物等の移動禁止及び生活用水の給水制限等の権限を行使する。

(3)応急措置等

知事は、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示及び警戒区域の設定を行う。当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

8 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

県は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から県民の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力をする。

特定事業所において異常現象の発生を発見した者は、直ちに消防本部へ通報する。また、県は、国の指示等を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

9 島嶼部における全島避難

知事は、全島避難を行うにあたっては、必要に応じて現地対策本部を設置するなどして、島民等の避難を総合的に指揮する。

また、県は、市町、その他の防災関係機関とともに、全島避難等に関する総合的な施策の推進を図り、武力攻撃災害から島民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力をする。

10 被災情報の収集及び報告

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害の被災情報について収集し、第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに連絡する。

第
3
編
武力攻撃事態等への対処**1 1 保健衛生の確保その他の措置**

県は、避難先地域に対して、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

1 2 国民生活の安定に関する措置

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するための措置を行う。

また、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう、適切な措置を講ずる。

1 3 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

1 4 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理

知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

また、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、特殊標章等を交付及び使用させる。

第4編 復旧等

1 応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害の復旧については、国が示す方針にしたがって実施する。

3 国民保護措置に要した費用の支弁等

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として、国に対し負担金の請求を行う。

また、県は、国民保護法に基づいて行った結果生じた損失等については、損失補償、実費弁償、損害補償を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態県対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

高松市国民保護協議会の設置および業務，組織，運営について

平成18年4月1日

1 高松市国民保護協議会の設置および業務について

(1) 設置および所掌事務（法第39条）

市町村の国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め，当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置

市町村長の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること，また，市町村長に意見を述べること。

市町村長は，国民の保護に関する計画を作成，変更するときは，あらかじめ，協議会に諮問しなければならない。ただし，軽微な変更については，この限りでない。

2 高松市国民保護協議会の組織について

(1) 組織：会長および委員で組織（法第40条第1項）

(2) 会長：市長（法第40条第2項）

(3) 委員：市長が任命した者

任期は2年（国民保護法第40条第4項，第5項）

3 高松市国民保護協議会の運営について

(1) 高松市国民保護協議会の会議について

高松市国民保護協議会の会議は，会長が召集し，会長が議長となります。

（国民保護協議会条例第4条第1項）

高松市国民保護協議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決することができません。

（国民保護協議会条例第4条第2項）

会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（国民保護協議会条例第4条第3項）

(2) その他

その他必要に応じて，別途協議をお願いします。

4 今後の予定

(1) 秋頃に第2回協議会を開催し，高松市国民保護計画の素案をお示ししたいと考えております。その後，年内に香川県との事前協議を開始する予定です。

(2) 来年2月頃，高松市国民保護計画（案）を諮問したいと考えております。

(3) ご審議いただいた計画（案）で香川県に正式協議を行う予定です。

国民保護計画策定後は，計画の変更時など必要に応じて協議会を開催し，高松市の国民保護に係る審議をお願いします。

高松市国民保護協議会条例

平成18年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、高松市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員および専門委員)

第2条 協議会の委員は、40人以内とする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高松市国民保護対策本部および高松市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月23日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高松市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)および高松市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 高松市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 高松市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 高松市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定による現地対策本部(次項において「現地対策本部」という。)に現地対策本部長および現地対策本部員その他の職員を置く。

2 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策本部長および現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員および第2条第4項の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(対策本部の細目)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(高松市緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、高松市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第5項第1項中「法第28条第8項」を「法第183条において準用する法第28条第8項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。